柏崎市地域行政イントラネットワーク回線利用契約書（案）

別紙２

１　契約名　　柏崎市地域行政イントラネットワーク回線サービス導入業務・利用契約書

２　契約回線数 *別添●接続拠点一覧*のとおり

３　契約期間　　令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日まで

４　契約金額　　●●●●●●●●●円

　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　　　　円）

株式会社カシックス（以下「甲」という。）と株式会社●●●●●●（以下「乙」という。）とは、高速イーサネット網サービス（以下「回線サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条　乙は、本契約書及び*別添「柏崎市地域行政イントラネットワーク回線調達仕様書」*に基づきデータ通信回線サービスを提供し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

※契約書内に記載しております「柏崎市地域行政イントラネットワーク回線調達仕様書」「接続拠点一覧」については、導入業者様より御提案内容に基づきご提出いただきます。

（契約期間）

第2条　本契約の契約期間は上記3のとおりとする。

（支払方法）

第3条　甲は、甲の第3営業日までに乙から適正な請求書を受理したときは、請求書を受理した日の属する月の翌月10日迄に回線サービスの利用料を支払うものとする。また、回線サービスの開始に係る初期経費については、初回月額支払い時にあわせて支払うものとする。

2　甲が回線サービスの利用料の支払いを怠った場合は、甲は、利用料に対して支払期日から支払済みまで年3.1％の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。ただし、乙が甲の第3営業日までに請求書の提出を遅延した場合にはこの限りでないものとする。利率が「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定される遅延利息の利率を下回る場合、本項に規定する利率は同法にもとづく利率に読み替えるものとする。

3　甲は、本契約にもとづく利用料その他の支払いにあたり、消費税法及び地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等相当額をあわせて乙に支払うものとする。

4　乙は当該月の回線使用料に係る使用料をとりまとめ、甲に翌月以降に請求するものとする。

5　甲の都合により第2条（契約期間）の始期が遅れる場合は、10日前迄に乙に通知することとし、乙は甲に対して回線サービスの開始月のみ日割りにて回線使用料を請求することとする。

6　甲は、乙から受理した請求書の内容が不適当であるときは、甲はその理由を明示して請求書を乙に返却することができる。この場合においては、甲が当該請求書を返却した日から是正した適当な請求書を受理した日までの日数は、支払期日を延長するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第4条　乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

（回線サービスの仕様の変更）

第5条　乙は、書面にて甲に通知することにより、回線サービスの仕様を変更することができるものとする。ただし、通知する際には、乙は一定の予告期間をもって甲へ通知するものとする。なお、この場合には、甲の利用条件その他契約書の内容について、当該予告期間の満了をもって変更後の回線サービスの仕様を適用するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、本契約の各条項及び別紙の内容に係る変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議のうえ、別途、書面にもとづく合意によってのみ行うことができるものとする。

（回線サービスの一時的な提供停止）

第6条　乙は、本サービスの仕様に定める内容にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとする。

(1)戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの提供が不能となったとき

(2)データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき

(3)通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

2　前項の場合、乙は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。

3　乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

(1)甲が利用料の支払いを遅滞したとき

(2)甲が本契約の各条項に違背したとき

(3)前２号のほか、甲の責に帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来たし、又はそのおそれがあるとき

4　前項の場合、乙は、甲に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

（情報セキュリティの遵守）

第7条　乙は、本契約を履行するにあたり、意図しない操作、故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持ち出し・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難及び規程外の端末接続によるデータ漏洩等が起こらぬよう、情報セキュリティを遵守するものとする。

（個人情報保護及び守秘義務）

第8条　乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、本業務に関わる個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。）を適正に取扱わなければならない。

2　乙は、本契約履行に関連して甲から提供された情報又は資料を他の目的に利用し、本サービスの実施に必要な範囲を超えて利用し、又は第三者若しくは本業務実施に携わる人員以外の乙の使用人に開示・漏洩してはならない。

3　乙は、本サービスに関わる個人情報へのアクセス状況について必要に応じて報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

4　前３項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報又は資料については、これを秘密として取扱う必要はないものとする。

(1)一般に入手できるもの

(2)乙が既に保有しているもの

(3)乙が本契約外で独自に開発したもの

(4)乙が第三者から適法に入手したもの

5　本条の規定は、本契約が解除等により終了した後も有効に存続するものとする。

（情報セキュリティの運用状況の検査及び報告）

第9条　乙は、本契約を履行するにあたり、甲による情報セキュリティの運用状況の検査が行われる場合、これに応じるものとする。

（個人情報保護義務・守秘義務違反の場合の措置）

第10条　乙が第7条及び第8条の規定に違反して、本サービスに関わる個人情報又は秘密情報を第三者に開示又は漏洩したときは、甲は、本業務の改善計画策定を指示及び実行させることとする。また、乙は、甲に損害を与えた場合には、その損害を第17条により賠償しなければならない。

（契約の解除）

第11条　甲は、次の各項の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2　正当な理由がなく乙が契約の全部又は一部を履行しないとき。

3　乙の責めに帰すべき事由により、納期内又は納期後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

4　前各項のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

5　乙が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

（中途解約）

第12条　甲は第2条（契約期間）の終期前に回線サービスを解約する場合は、残余期間に相当する費用の一部を一括で支払うものとするが、その時点の状況を勘案し両者で協議のうえ決定するものとする。ただし接続拠点単位での解約の場合は、この限りでないものとする。

（サービスレベル）

第13条　乙は、回線サービスの提供が*別添「サービス基準」*に満たない場合は、これを満たすまで、乙の費用と責任において人員の追加、機器の調達等必要な作業を行わなければならない。これに加えて、甲は*別添「サービス基準」*に基づき、乙に対して損害賠償を請求することができる。

※契約書内に記載しております「サービス基準」については、導入業者様より御提案内容に基づきご提出いただきます。

（履行遅滞の場合における違約金）

第14条　乙は本契約に基づく回線サービスの提供ができなかったときは、損害金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りではない。

2　前項の規定による違約金は、遅滞日数に応じ回線サービスの提供ができなかった部分の相当額に対し年3.1％の割合で算出した額とする。

（契約の変更）

第15条　甲又は乙は、接続拠点の増減及び経済事情の変動その他やむを得ない事情により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面によりその相手方に申し出ることとし、契約の変更を必要とするときは甲乙協議のうえ変更することする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第16条　甲は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、柏崎市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

2　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

3　前2項の契約の解除に伴い、甲又は乙は、解除の時から契約期間満了時までの「契約金額に基づき、双方協議のうえ違約金を相手方に請求することができる。この場合、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

（損害賠償）

第17条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2　甲又は乙が相手方に損害を与えた場合の損害賠償金額については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（準拠法）

第18条　本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

（準拠法令等）

第19条　本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか以下に記載する関係法令等に準拠して実施するものとする。

　(1) 柏崎市個人情報保護条例

　(2) 柏崎市情報セキュリティ基本方針

　(3) 柏崎市情報セキュリティ対策基準

　(4) 柏崎市財務規則

　(5) その他、関係法令、通達等

（疑義解釈）

第20条　本契約に規定のない事項および本契約条項のうち疑義のある事項は、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとする。

2　甲乙双方により協議を行った場合、乙は、これに対する協議録を５日以内に作成しなければならない。また、作成された協議録は甲に対し電子データにより提出することとする。

（合意管轄）

第21条　甲と乙の間で紛争が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を解決するものとする。

この契約書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

年　●月　●日

甲　　所在地　　新潟県柏崎市駅前1丁目5番48号 JFビル

会社名　　株式会社カシックス

代表者名　代表取締役社長　町永　一芳

乙　　所在地

会社名

代表者名

別表１　初期導入の支払い

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和8(2026)年4月～令和13(2031)年3月分 |
| 金額（税込） | ￥●●● |
| 金額（税抜） | ￥●●● |

別表２　サービス利用料の支払い

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和8(2026)年4月～令和13(2031)年3月分 |
| 金額（税込） | ￥●●● |
| 金額（税抜） | ￥●●● |